

台風接近に伴う市民プラザの臨時休館基準のお知らせ

台風接近に伴う市民プラザの臨時休館基準をお知らせします。

台風接近に伴う警報（暴風・大雨・洪水いずれか1つでも）が東大阪市に発令されている場合

以下の通り、原則臨時休館とします。

① 7時現在、警報が発令されている場合

午前の部（9時～12時）は、臨時休館とします。

② 11時現在、警報が発令されている場合

午後の部（13時～17時）は、臨時休館とします。

③ 16時現在、警報が発令されている場合

夜間の部（18時～21時30分）は、臨時休館とします。

※開館後に警報が発令された場合は、その時点より臨時休館とします。